FUJINON

富士フイルム　光学・電子映像事業部

グリーン調達基準 付属書２

Ｖｅｒ．６．００

２０１５年7月１５日

富士フイルム株式会社　光学・電子映像事業部

目　次

１．目的

本調達基準は，富士フイルム グリーン調達基準書に基づき，富士フイルム株式会社 光学・電子映像事業部(以下，当事業部という)におけるＯＥＭ製品に対する要求事項及び評価・対応措置について明確にし，含有化学物質規制に関する取引基準を定める。

なお，富士フイルム製品に対しては，富士フイルム グリーン調達基準書を，携帯電話用センサーレンズの一部に対しては富士フイルム 光学・電子映像事業部 グリーン調達基準 付属書３を適用する
(適用される基準については図面や購入仕様書等で定める)。

２．適用範囲

本調達基準は,当事業部が調達する以下の製品に使用される部品･材料およびその購買先に適用する。

(1) 製品本体（オプションを含む)
(2) スペアパーツ（アフターサービスパーツを含む)
(3) 消耗品
(4) 包材(通い箱も含む)
(5) 取扱説明書など付属品
(6) 当事業部が販売する製品で，完成品，半完成品
(7) 他社が生産し，当事業部が販売する製品

※図面や購入仕様書等で「光学･電子映像事業部 グリーン調達基準 付属書２に従う｣旨指定しているものを対象とする。

３．購買先様への依頼事項

(1) 製造工程における環境管理物質の管理

本調達基準に基づいた購買先様の自主的な環境管理物質の管理をお願い致します。

(2) 製造部品における環境管理物質の管理

購買先様は，本調達基準に基き二次購買先以降の環境物質の管理をお願い致します。

(3) 含有化学物質情報の提出

〈提出依頼内容〉

・当事業部書式｢不使用証明書｣(PDF ファイルおよび Excel ファイルの両方)
・JAMP AIS(部品の場合)または JAMP MSDSplus(塗料・接着剤・溶剤等の場合)
・EICC/GeSI テンプレート(紛争鉱物調査の場合)
・その他，各国環境法規制および当事業部お客様からの要望等による各種環境エビデンス

(例) JGP ファイル，分析データ，材料証明書　等

詳細につきましては調査依頼時に御連絡致します。

〈提出情報の取り扱い〉

・当事業部が行う環境配慮設計に活用します。
・当事業部お客様等との環境コミュニケーションを行う際の基礎情報と致します。

注：機密を要する情報データは，その旨明記ください。別途相談させて頂きます。

(4) 環境保全に関する同意書の提出

(5) 企業環境管理調査票の提出

4．富士フイルム光学・電子映像事業部 環境管理物質(略称：光電事環境管理物質)の管理基準

4.1　光電事環境管理物質

本基準で対象としている光電事環境管理物質名

表 4.1　光電事環境管理物質一覧

表 4.2 光電事環境管理物質についての主な対象と納入禁止時期

<table>
<tr><td colspan="4">物質名：カドミウムおよびカドミウム化合物</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象</td><td>基準/閾値レベル</td><td>納入禁止時期</td></tr>
<tr><td rowspan="3">レベル１</td><td>・プラスチック（ゴムを含む）
・塗料
・インキ
(注)電線，ケーブル及びコード類の被覆材は
プラスチック（ゴムを含む）に含まれる</td><td>・均質材料に対し 100ppm(0.01wt%) 以上のカドミウムの含有(*)</td><td rowspan="3">即時</td></tr>
<tr><td>・はんだ</td><td>・はんだに対し 20ppm (0.002wt%)を超えるカドミウムの含有</td></tr>
<tr><td>・上記以外の全ての用途
（包装部品・材料については 5 も参照。
電池については 6 も参照）</td><td>・均質材料に対し 100ppm(0.01wt%) 以上のカドミウムの含有</td></tr>
<tr><td>適用除外</td><td colspan="2">・電気接点中のカドミウムおよびその化合物
(注)高信頼性が要求され代替材のないめっきが対象
・フィルタガラスに使用されるガラス中のカドミウム</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">(*)プラスチック（ゴムを含む），塗料，インキについては，以下の測定基準に従って測定すること</td></tr>
<tr><td colspan="4">測定基準：
(1)前処理
主な前処理法：例えば IEC 62321-5:2013，EPA 3052:1996
－密閉系酸分解法（例えば，マイクロウェーブ分解法）
－酸分解法
－乾式灰化法
（注）沈殿物（不溶物）は，何らかの方法（アルカリ溶融法など）で完全に溶解して溶液化することが必要である。
EN 71-3:1994，ASTM F963-96a，ASTM F963-03，ASTM D 5517，ISO 8124-3:1997 に代表される溶出法は，前処理として不適用である。

(2)測定法
主な測定法：例えば IEC　62321-5:2013
－誘導結合プラズマー発光分光分析法（ICP-OES [ICP-AES]）
－原子吸光分析法（AAS）
－原子蛍光分析法（AFS）
－誘導結合プラズマー質量分析法（ICP-MS）：
（注）前処理と測定法の組み合わせにより，カドミウムの定量下限が 5ppm 未満であることを保証できるものであれば，良いものとする。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">物質名：鉛および鉛化合物</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象</td><td>基準/閾値レベル</td><td>納入禁止時期</td></tr>
<tr><td rowspan="2">レベル１</td><td>・プラスチック（ゴムを含む）
・塗料
・インキ
(注)電線，ケーブルおよびコード類の被覆材は
プラスチック(ゴムを含む)に含まれる</td><td>・均質材料に対し
100ppm(0.01wt%)　を
超える鉛の含有(*)</td><td rowspan="2">即時</td></tr>
<tr><td>・上記以外の全ての用途
(包装部品・材料については５も参照。
電池については６も参照)</td><td>・均質材料に対し
1000ppm(0.1wt%)　以
上の鉛の含有</td></tr>
<tr><td>レベル２</td><td>・0.35wt%以下の鉛を含む機械加工目的のための鋼材および亜鉛めっき鋼中の合金成分としての鉛
・0.4wt%以下の鉛を含むアルミ材中の合金成分としての鉛
・4wt%以下の鉛を含む銅合金</td><td>・均質材料に対し
1000ppm(0.1wt%)　以
上の鉛の含有</td><td>法規制動向に
従い今後定める</td></tr>
<tr><td>適用除外</td><td colspan="2">・陰極線管のガラス中の鉛
・0.2wt%を超えない蛍光管のガラス中の鉛
・高融点タイプのはんだ中の鉛（すなわち 85wt%以上の鉛を含む
鉛ベースの合金）
・ガラスまたはセラミック中，もしくはガラスまたはセラミックスマトリックス化合物中に鉛を含む電気および電子コンポーネント（例：ピエゾエレクトロニックデバイス），ただしキャパシタの誘電セラミックは除く
・125V AC あるいは 250V DC 以上の定格電圧のキャパシタの誘電体セラミック中の鉛
・IC またはディスクリート半導体の一部であるキャパシタの PZT ベースの誘電体セラミック材料中の鉛
・光学用途に使用される白色ガラス中の鉛
・フィルタガラスに使用されるガラス中の鉛
・IC のフリップチップパッケージ内部の半導体チップと接続基板を接合するはんだ中の鉛
(注) C4 バンプ下のはんだペーストも含む
・サーメットベースのトリマー・ポテンショメータ素子中の鉛</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">(*)プラスチック（ゴムを含む），塗料，インキについては，以下の測定基準に従って測定すること</td></tr>
<tr><td colspan="4">測定基準：
(1)前処理
主な前処理法：例えば IEC　62321-5:2013，EPA 3052:1996
－密閉系酸分解法（例えば，マイクロウェーブ分解法）
－酸分解法
－乾式灰化法
（注）沈殿物（不溶物）は，何らかの方法（アルカリ溶融法など）で完全に溶解して溶液化することが必要である。
EN 71-3:1994，ASTM F963-96a，ASTM F963-03，ASTM D 5517,ISO 8124-3:1997 に代表される溶出法は，前処理として不適用である。また，EN 1122:2001 は鉛に対する前処理法としては不適用である。
(2)測定法
主な測定法：例えば IEC　62321-5:2013
－誘導結合プラズマー発光分光分析法（ICP-OES [ICP-AES]）
－原子吸光分析法（AAS）
－原子蛍光分析法（AFS）
－誘導結合プラズマー質量分析法（ICP-MS）
（注）前処理と測定法の組み合わせにより，鉛の定量下限が 30ppm 未満であることを保証できるものであれば，良いものとする。</td></tr>
</table>

物質名：水銀および水銀化合物			
対象		基準/閾値レベル(*)	納入禁止時期
レベル１	・全ての用途（包装部品・材料については５も参照。電池については，６も参照）	・意図的添加 ・均質材料に対し1000ppm(0.1wt%)以上の水銀の含有	即時
適用除外	・冷陰極管（CCFL）および外部電極蛍光管（EEFL）中の水銀: 長さが500㎜以下のもの：一本当たりの水銀含有量が3.5mg以下のもの 長さが500㎜を超え，1500㎜以下のもの：一本当たりの水銀含有量が5㎎以下のもの 長さが1500㎜を超えるもの：一本当たりの水銀含有量が10mg以下のもの ・高圧ガス放電ランプ（プロジェクターランプ等）中の水銀		

＊　基準/閾値レベルに，「意図的添加」と数値の両方が示されている場合は，何れも満たすこと。

物質名：六価クロム化合物			
対象		基準/閾値レベル(*)	納入禁止時期
レベル１	・めっき，化成処理などの表面処理（ねじ，鋼板など）	・被処理部位への残留(**)	即時
	・天然皮革部品およびその材料	・天然皮革材料に対し3ppm（0.0003wt%)以上の六価クロムの含有	
	・上記以外の全ての用途（包装部品・材料については５も参照）	・意図的添加 ・均質材料に対し1000ppm(0.1wt%)以上の六価クロムの含有	
試験方法(参考) 天然皮革材料中の六価クロムの分析方法として，下記の方法がある。 1）EN ISO 17075 2）IULTCS/IUC18(ISO 17075:2007 に一致するもの)			

*　基準/閾値レベルに，「意図的添加」と数値の両方が示されている場合は，何れも満たすこと。

**　レベル１(禁止)となるのは，表面処理の工程における使用ではなく，被処理部位への残留である。

物質名：ポリブロモビフェニル（PBB）			
対象		基準/閾値レベル(*)	納入禁止時期
レベル１	・全ての用途	・意図的添加 ・均質材料に対し 1000ppm(0.1wt%) 以上の含有	即時

* 基準/閾値レベルに，「意図的添加」と数値の両方が示されている場合は，何れも満たすこと。

物質名：デカブロモジフェニルエーテル(DecaBDE)を含むポリブロモジフェニルエーテル（PBDE）			
対象		基準/閾値レベル(*)	納入禁止時期
レベル１	・全ての用途	・意図的添加 ・均質材料に対し 1000ppm(0.1wt%) 以上の含有	即時

* 基準/閾値レベルに，「意図的添加」と数値の両方が示されている場合は，何れも満たすこと。

物質名：ヘキサブロモシクロドデカン（HBCD または HBCDD）			
CAS No. 25637-99-4, 3194-55-6, 134237-50-6, 134237-51-7, 134237-52-8, 4736-49-6, 65701-47-5, 138257-17-7, 138257-18-8, 138257-19-9, 169102-57-2, 678970-15-5, 678970-16-6, 678970-17-7 の物質が対象			
対象		基準/閾値レベル(*)	納入禁止時期
レベル１	・全ての用途	・意図的添加 ・部品に対し 1000ppm (0.1wt%)を超える含有	即時

＊ 基準/閾値レベルに，「意図的添加」と数値の両方が示されている場合は，何れも満たすこと。

物質名：その他の有機臭素系化合物			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル３	・積層プリント配線基板に用いられる難燃剤用途	・積層板に対し 900ppm (0.09wt%)を超える臭素の含有	
	・上記以外のプラスチック部品の難燃剤	・意図的添加	

物質名：ポリ塩化ビフェニル（PCB）			
対象		基準/閾値レベル(*)	納入禁止時期
レベル１	・全ての用途	・ 意図的添加 ・ 材料に対して 50ppm(0.005wt%) 以上の含有	即時

＊ 基準/閾値レベルに，「意図的添加」と数値の両方が示されている場合は，何れも満たすこと。

物質名：ポリ塩化ナフタレン（PCN）			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル１	・全ての用途	・意図的添加	即時

物質名：ポリ塩化ターフェニル（PCT）			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル１	・全ての用途	・材料に対して50ppm(0.005wt%)以上の含有	即時

物質名：短鎖型塩素化パラフィン（SCCP）			
「炭素鎖長　10－13 の短鎖型塩素化パラフィン」が対象			
対象		基準/閾値レベル(*)	納入禁止時期
レベル１	・全ての用途	・意図的添加 ・材料に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有	即時

＊　基準/閾値レベルに，「意図的添加」と数値の両方が示されている場合は，何れも満たすこと。

物質名：リン酸トリス（2-クロロエチル）（TCEP），リン酸トリス（1-メチル-2-クロロエチル）（TCPP），リン酸トリス（1,3-ジクロロ-2-プロピル）（TDCPP）			
CAS No.　115-96-8，13674-84-5，13674-87-8 の物質が対象			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル１	・プラスチック，樹脂，繊維，布材料への難燃剤用途	・部品に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有	即時

物質名：過塩素酸塩			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル３	・全ての用途	・部品に対し6ppb(0.006ppm)以上の含有	

物質名：ポリ塩化ビニル（PVC）およびPVC混合物			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル１	・業務用を除く，下記製品のキャリングバック，キャリングケース，キャリングポーチ用の生地およびコーティング剤 ‒パーソナルコンピュータ，デジタルカメラ，ビデオカメラ，ポータブルオーディオ ・アクセサリー，接続コード等を束ねる結束バンド ・製品および製品に同梱されるアクセサリー等に用いられる包装部品・材料（袋，粘着テープ，カートン，ブリスタパックなど）ただし，デバイス，半導体およびその他部品に用いられる包装部品・材料（トレイ，マガジンスティック，ストッパ，リール，エンボスキャリアテープなど）を除く ・熱収縮チューブ（ただし，電池に使用される部品･材料はレベル３とする） ・フレキシブルフラットケーブル（FFC） ・絶縁板，化粧板，ラベル（ただし，電池に使用される部品・材料はレベル３とする） ・シート，ラミネート ・車載機器取付け用吸着盤	・意図的添加	即時
レベル３	・レベル１以外の全ての用途	・意図的添加	
適用除外	・塗料，インキ，コーティング剤，接着剤等に用いられる樹脂用結着剤（バインダ）		

物質名：その他の有機塩素系化合物			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル３	・積層プリント配線基板に用いられる難燃剤用途	・積層板に対し900ppm(0.09wt%) を超える塩素の含有	
	・上記以外のプラスチック部品の難燃剤・可塑剤	・意図的添加	

物質名：ハイドロフルオロカーボン（HFC），パーフルオロカーボン（PFC），六フッ化硫黄（SF_6）			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル１	・製品に搭載する(組み込む)用途 (例:冷媒，断熱材，絶縁材など)	・意図的添加または意図的使用	即時
適用除外	・プロジェクター用電源ユニットのサージアブソーバーへ使用される六フッ化硫黄		

<table>
<tr><td colspan="4">物質名：オゾン層破壊物質(ODS)</td></tr>
<tr><td colspan="4">表 4.2a の物質が対象</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象</td><td>基準/閾値レベル</td><td>納入禁止時期</td></tr>
<tr><td>レベル１</td><td>・製品に搭載する(組み込む)用途
（例:冷媒，断熱材，絶縁材など）
・ODS による洗浄加工・発泡加工等の処理(*)を用いた全ての用途</td><td>・意図的添加または意図的使用</td><td>即時</td></tr>
</table>

(*)ODS による処理が施された全ての部品・材料がレベル 1 の対象になります。

表 4.2a　オゾン層破壊物質(ODS)の一覧

CAS No.	名称
75-69-4	CFC-11； トリクロロフルオロメタン
75-71-8	CFC-12； ジクロロフルオロメタン
76-13-1	CFC-113； トリクロロフルオロエタン
76-14-2	CFC-114； ジクロロテトラフルオロエタン
76-15-3	CFC-115； クロロペンタフルオロエタン
353-59-3	ハロン-1211； ブロモクロロジフルオロメタン
75-63-8	ハロン-1301； ブロモトリフルオロメタン
124-73-2	ハロン-2402； ジブロモテトラフルオロエタン
75-72-9	CFC-13； 塩化フッ化メタン
354-56-3	CFC-111； ペンタクロロフルオロエタン
76-12-0	CFC-112； テトラクロロジフルオロエタン
422-78-6	CFC-211； ヘプタクロロフルオロプロパン
3182-26-1	CFC-212； ヘキサクロロジフルオロプロパン
2354-06-5	CFC-213； ペンタクロロトリフルオロプロパン
29255-31-0	CFC-214； テトラクロロテトラフルオロプロパン
4259-43-2	CFC-215； トリクロロペンタフルオロプロパン
661-97-2	CFC-216； ジクロロヘキサフルオロプロパン
422-86-6	CFC-217； クロロヘプタフルオロプロパン
56-23-5	四塩化炭素； テトラクロロメタン
71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン； メチルクロロホルム

<table>
<tr><td colspan="4">物質名:ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象</td><td>基準/閾値レベル</td><td>納入禁止時期</td></tr>
<tr><td>レベル１</td><td>・製品に搭載する(組み込む)用途
（例:冷媒，断熱材，絶縁材など）</td><td>・意図的添加または意図的使用</td><td>即時</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="4">物質名：パーフルオロオクタンスルホン酸（塩を含む）(PFOS)</th></tr>
<tr><th colspan="2">対象</th><th>基準/閾値レベル</th><th>納入禁止時期</th></tr>
<tr><td>レベル１</td><td>・全ての用途</td><td>・意図的添加</td><td>即時</td></tr>
<tr><td>適用除外</td><td colspan="2">・業務用写真フィルム
・半導体用のレジスト</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="4">物質名：パーフルオロオクタン酸（PFOA），その塩及びそのエステル</th></tr>
<tr><td colspan="4">CAS No. 335-67-1，3825-26-1，335-95-5，2395-00-8，335-93-3，335-66-0，376-27-2，3108-24-5 の物質が対象</td></tr>
<tr><th colspan="2">対象</th><th>基準/閾値レベル</th><th>納入禁止時期</th></tr>
<tr><td rowspan="2">レベル１</td><td>・繊維，布材料，皮革材料へのコーティング剤
・フィルム・紙・印刷版への写真用コーティング剤</td><td>・コーティングされた材料に対し1μg/㎡を超える含有</td><td>即時</td></tr>
<tr><td>・上記以外の全ての用途</td><td>・部品に対し 1000ppm (0.1wt%)を超える含有</td><td>即時</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="4">物質名：ビス(トリブチルスズ)＝オキシド（TBTO)</th></tr>
<tr><th colspan="2">対象</th><th>基準/閾値レベル(*)</th><th>納入禁止時期</th></tr>
<tr><td>レベル１</td><td>・全ての用途</td><td>・ 意図的添加
・ 材料に対し 1000ppm (0.1wt%)以上のスズ元素の含有（材料に対しスズ換算で 1000ppm 以上の含有）</td><td>即時</td></tr>
</table>

*基準/閾値レベルに，「意図的添加」と数値の両方が示されている場合は，何れも満たすこと。

<table>
<tr><th colspan="4">物質名：三置換有機スズ化合物
（トリブチルスズ（TBT）化合物，トリフェニルスズ（TPT）化合物を含む）</th></tr>
<tr><td colspan="4">金属スズ，スズ合金，スズめっき，スズの無機化合物は該当しません</td></tr>
<tr><th colspan="2">対象</th><th>基準/閾値レベル(*)</th><th>納入禁止時期</th></tr>
<tr><td>レベル１</td><td>・全ての用途</td><td>・ 意図的添加
・ 材料に対し 1000ppm (0.1wt%)以上のスズ元素の含有（材料に対しスズ換算で 1000ppm 以上の含有）</td><td>即時</td></tr>
</table>

*基準/閾値レベルに，「意図的添加」と数値の両方が示されている場合は，何れも満たすこと。

<table>
<tr><th colspan="4">物質名：ジブチルスズ（DBT）化合物</th></tr>
<tr><td colspan="4">金属スズ，スズ合金，スズめっき，スズの無機化合物は該当しません</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象</td><td>基準/閾値レベル</td><td>納入禁止時期</td></tr>
<tr><td>レベル１</td><td>・全ての用途</td><td>・材料に対し 1000ppm (0.1wt%)以上のスズ元素の含有（材料に対しスズ換算で 1000ppm 以上の含有）</td><td>即時</td></tr>
<tr><td>適用除外</td><td colspan="2">・部品・デバイスに用いられ，再使用される包装部品・材料への添加剤
・包装部品・材料※1※2への添加剤
※1 トレイ，マガジンスティック，ストッパ，リール，エンボスキャリアテープなど
※2 デバイス・半導体およびその他部品に用いられるもの</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="4">物質名：ジオクチルスズ（DOT）化合物</th></tr>
<tr><td colspan="4">金属スズ，スズ合金，スズめっき，スズの無機化合物は該当しません</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象</td><td>基準/閾値レベル</td><td>納入禁止時期</td></tr>
<tr><td>レベル１</td><td>・繊維・布材料への添加剤</td><td>・材料に対し 1000ppm (0.1wt%)以上のスズ元素の含有（材料に対しスズ換算で 1000ppm 以上の含有）</td><td>即時</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="4">物質名：酸化ベリリウム</th></tr>
<tr><td colspan="2">対象</td><td>基準/閾値レベル</td><td>納入禁止時期</td></tr>
<tr><td>レベル１</td><td>・全ての用途</td><td>・意図的添加</td><td>即時</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="4">物質名：ベリリウム銅</th></tr>
<tr><td colspan="2">対象</td><td>基準/閾値レベル</td><td>納入禁止時期</td></tr>
<tr><td>レベル３</td><td>・全ての用途</td><td>・意図的添加または使用</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="4">物質名：塩化コバルト</th></tr>
<tr><td colspan="2">対象</td><td>基準/閾値レベル</td><td>納入禁止時期</td></tr>
<tr><td>レベル１</td><td>・乾燥剤（シリカゲル等）に使用される湿度指示薬
・湿度インジケーター
（注）湿度インジケーターとは，塩化コバルトを紙などに含浸させたタイプのもの</td><td>・意図的添加</td><td>即時</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">物質名：三酸化二ヒ素，五酸化二ヒ素</td></tr>
<tr><td colspan="4">CAS №1327-53-3，1303-28-2 の物質が対象，物質毎に閾値レベルが適用される</td></tr>
<tr><th colspan="2">対象</th><th>基準/閾値レベル</th><th>納入禁止時期</th></tr>
<tr><td>レベル１</td><td>・液晶パネル（カバーガラス，タッチパネル，バックライトを含む）のガラスの消泡剤，清澄剤の用途</td><td>・部品に対し 1000ppm(0.1wt%) を超える含有</td><td>即時</td></tr>
<tr><td>レベル３</td><td>・レベル１以外の全ての用途</td><td>・部品に対し 1000ppm(0.1wt%) を超える含有</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">物質名：フタル酸ビス（2-エチルヘキシル），フタル酸ジブチル，
フタル酸ブチルベンジル，フタル酸ジイソブチル</td></tr>
<tr><td colspan="4">CAS No. 117-81-7，84-74-2，85-68-7，84-69-5 の物質が対象（表 4.2b 参照），
物質毎に閾値レベルが適用される</td></tr>
<tr><th colspan="2">対象</th><th>基準/閾値レベル</th><th>納入禁止時期</th></tr>
<tr><td rowspan="2">レベル１</td><td>・電気電子機器でレベル３以外の全ての用途</td><td>・均質材料に対し 1000ppm(0.1wt%) を超える含有</td><td rowspan="2">即時</td></tr>
<tr><td>・キャリングバッグ，キャリングケース，キャリングポーチに用いられる部品・材料への添加剤</td><td>・部品に対し 1000ppm(0.1wt%) を超える含有</td></tr>
<tr><td>レベル３</td><td>・包装部品・材料
・電池に使用される部品・材料</td><td>・部品に対し 1000ppm(0.1wt%) を超える含有</td><td></td></tr>
<tr><td>適用除外</td><td colspan="2">・包装部品・材料※1※2への添加剤
※1トレイ，マガジンスティック，ストッパ，リール，エンボスキャリアテープなど
※2デバイス・半導体およびその他部品に用いられるもの</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">物質名：フタル酸ジイソノニル，フタル酸ジイソデシル，フタル酸ジ-n-オクチル，フタル酸ジヘキシル，
炭素数 7 を主成分とする炭素数 6～8 の分岐アルキルを有するフタル酸ジアルキル，
炭素数 7～11 の分岐および直鎖アルキルを有するフタル酸ジアルキル，
フタル酸ビス(2-メトキシエチル)
フタル酸ジイソペンチル，分岐および直鎖のフタル酸ジペンチル，フタル酸-n-ペンチル-イソペンチル，
フタル酸ジペンチル，分岐および直鎖のフタル酸ジヘキシル</td></tr>
<tr><td colspan="4">CAS No. 28553-12-0，68515-48-0，26761-40-0，68515-49-1，117-84-0，84-75-3，71888-89-6，68515-42-4，117-82-8，605-50-5，84777-06-0，776297-69-9，131-18-0，68515-50-4 の物質が対象(表 4.2b 参照)，
物質毎に閾値レベルが適用される。</td></tr>
<tr><th colspan="2">対象</th><th>基準/閾値レベル</th><th>納入禁止時期</th></tr>
<tr><td>レベル３</td><td>・全ての用途</td><td>・部品に対し 1000ppm(0.1wt%) を超える含有</td><td></td></tr>
</table>

表 4.2b フタル酸エステル（フタレート）の一覧

レベル	略　称	CAS No.	名　称
レベル１	DEHP	117-81-7	フタル酸ビス（2－エチルヘキシル）； フタル酸ジ-2-エチルヘキシル
	DBP	84-74-2	フタル酸ジブチル；フタル酸ジ-n-ブチル
	BBP	85-68-7	フタル酸ブチルベンジル；フタル酸 n－ブチルベンジル
	DIBP	84-69-5	フタル酸ジイソブチル；フタル酸ジ-i-ブチル
レベル３	DINP	28553-12-0 68515-48-0	フタル酸ジイソノニル；フタル酸ジ－i－ノニル
	DIDP	26761-40-0 68515-49-1	フタル酸ジイソデシル；フタル酸ジ－i－デシル
	DNOP	117-84-0	フタル酸ジ－n－オクチル
	DNHP	84-75-3	フタル酸ジヘキシル；フタル酸ジ－n－ヘキシル
	DIHP	71888-89-6	炭素数 7 を主成分とする炭素数 6～8 の分岐アルキルを 有するフタル酸ジアルキル
	DHNUP	68515-42-4	炭素数 7～11 の分岐および直鎖アルキルを有する フタル酸ジアルキル
	DMEP	117-82-8	フタル酸ビス(2-メトキシエチル)
	DIPP	605-50-5	フタル酸ジイソペンチル
	-	84777-06-0	分岐および直鎖のフタル酸ジペンチル
	-	776297-69-9	フタル酸-n-ペンチル-イソペンチル
	DPP	131-18-0	フタル酸ジペンチル
	-	68515-50-4	分岐および直鎖のフタル酸ジヘキシル

物質名：石綿（アスベスト）			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル１	・全ての用途	・意図的添加	即時

物質名：特定アゾ化合物			
REACH 規則（EC）No 1907/2006・附属書 XV II で引用される試験法に基づいて分解し，表 4.2c のアミンが発生するアゾ化合物と表 4.2c のアミン			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル１	・繊維，布材料，皮革材料への添加剤	・繊維・布材料，皮革材料に対し 30ppm （0.003wt%）以上の含有	即時
試験法（参考） アゾ化合物を分解し，アミンを抽出する方法として，下記の方法がある。 1）繊維・布材料：EN 14362-1：2012； EN 14362-2：2012（4-アミノアゾベンゼン） 2）皮革材料　：EN ISO 17234-1：2010； EN ISO 17234-2：2011（4-アミノアゾベンゼン）			

表 4.2c 特定アミン化合物の一覧

CAS No.	アミン
92-67-1	4ーアミノジフェニル
92-87-5	ベンジジン
95-69-2	4ークロローｏートルイジン；4ークロロー2ーメチルアニリン
91-59-8	2ーナフチルアミン
97-56-3	ｏーアミノアゾトルエン
99-55-8	2ーアミノー4ーニトロトルエン；5ーニトローｏートルイジン
106-47-8	ｐークロロアニリン
615-05-4	2,4ージアミノアニソール
101-77-9	4,4’ージアミノジフェニルメタン；4,4’ーメチレンジアニリン
91-94-1	3,3’ージクロロベンジジン
119-90-4	3,3’ージメトキシベンジジン
119-93-7	3,3’ージメチルベンジジン
838-88-0	3,3’ージメチルー4,4’ージアミノジフェニルメタン; 4,4’ージアミノー3,3’ージメチルジフェニルメタン
120-71-8	ｐークレシジン；6ーメトキシーmートルイジン
101-14-4	4,4’ーメチレンービスー（2ークロロアニリン）
101-80-4	4,4’ーオキシジアニリン
139-65-1	4,4’ーチオジアニリン；4,4’ジアミノジフェニルスルフィド
95-53-4	ｏートルイジン
95-80-7	2,4 ートルイレンジアミン；4ーメチルーmーフェニレンジアミン
137-17-7	2,4,5ートリメチルアニリン
90-04-0	ｏーアニシジン
60-09-3	4ーアミノアゾベンゼン

<table>
<tr><td colspan="4">物質名：ホルムアルデヒド</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象</td><td>基準/閾値レベル</td><td>納入禁止時期</td></tr>
<tr><td>レベル１</td><td>・製品に組み込んで使用される，繊維板（ファイバーボード），パーティクルボードおよび合板を用いた木工製品</td><td>・詳細は以下の通り</td><td>即時</td></tr>
<tr><td colspan="4">閾値レベル（放出濃度）：下記試験法のいずれかの方法による。
1）チャンバー法　　気中濃度 $12m^3$，1 m^3 または 0.0225 m^3 の気密試験槽で 0.1ppm 以下
（0.124 mg/ m^3 以下）
2）パーフォレータ法　・表面処理なしのパーティクルボード 100g あたり 6.5 mg以下
（6 ケ月間の平均値）
・表面処理なしの繊維板 100g あたり 7.0 mg以下（6 ケ月間の平均値）
または
・表面処理なしのパーティクルボード，繊維板 100g あたり 8.0 mg以下
（EN120 に従い１回の測定値）
3）デシケータ法　　平均 0.5 mg／1 以下，最大 0.7 mg／1 以下（N=2 で平均値，最大値を確認する）</td></tr>
<tr><td colspan="4">測定法：チャンバー法 EN　717-1：2004
パーフォレータ法 EN 120:1992
デシケータ法 JIS A 5905（Fiberboards），JIS A 5908（Particleboards）</td></tr>
</table>

物質名：N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび 2,4,4-トリメチルペンテンとの反応生成物（BNST）			
CAS No. 68921-45-9 の物質が対象			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル１	・全ての用途。 （但しタイヤ以外のゴムへの添加剤を除く）	・意図的添加	即時
レベル３	・タイヤ以外のゴムへの添加剤	・意図的添加	

物質名：2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)			
別名 2-ベンゾトリアゾール-2-イル-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール，CAS No. 3846-71-7 の物質が対象			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル１	・全ての用途	・意図的添加	即時

物質名：フマル酸ジメチル（DMF）			
CAS №. 624-49-7 の物質が対象			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル１	・全ての用途	・材料に対し 0.1ppm を超える含有	即時

物質名：多環芳香族炭化水素（PAH）			
CAS No. 50-32-8，192-97-2，56-55-3，218-01-9，205-99-2，205-82-3，207-08-9，53-70-3 の物質が対象(表 4.2d 参照)			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル１	・皮膚または口腔内に直接，長時間または，短期間で繰り返し接触するゴムまたはプラスチック部品	・材料に対し 1ppm(0.0001wt%)以上の含有	即時
	・遊具を含む玩具及び保育用品用で，皮膚または口腔内に直接，長時間または，短期間で繰り返し接触するゴムまたはプラスチック部品	・材料に対し 0.5ppm (0.00005wt%) 以上の含有	

表 4.2d 多環芳香族炭化水素（PAH）の一覧

CAS No.	名称
50-32-8	ベンゾ[a]ピレン
192-97-2	ベンゾ[e]ピレン
56-55-3	ベンゾ[a]アントラセン
218-01-9	クリセン
205-99-2	ベンゾ[b]フルオランテン
205-82-3	ベンゾ[j]フルオランテン
207-08-9	ベンゾ[k]フルオランテン
53-70-3	ジベンゾ[a,h]アントラセン

物質名：ホウ酸，特定ホウ酸ナトリウム			
表 4.2e の物質が対象			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル３	・全ての用途	・部品に対し 1000ppm(0.1wt%) を超える含有	

表 4.2e　ホウ酸，特定ホウ酸ナトリウムの一覧

CAS No.	名称
10043-35-3	ホウ酸
11113-50-1	ホウ酸
12179-04-3	七酸化二ナトリウム四ホウ素五水和物； 四ホウ酸二ナトリウム無水物
1330-43-4	七酸化二ナトリウム四ホウ素； 四ホウ酸二ナトリウム無水物
1303-96-4	四ホウ酸ナトリウム十水物； ホウ砂； 四ホウ酸二ナトリウム無水物
12267-73-1	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物； 四ホウ酸二ナトリウム水和物

物質名：ニッケルおよびその化合物(合金を除く)			
使用者の皮膚に長時間接触する可能性のある外装部品が対象			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル３	・使用者の皮膚に長時間接触する可能性のある外装部品	・意図的添加	

物質名：赤りん			
含有の場合，JAMP AIS(成分表)の CAS No.欄および物質名欄に記入のこと			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル３	・全ての用途	・意図的添加	

物質名：欧州 REACH 規則の SVHC			
最新の物質群(掲載先： http://echa.europa.eu/candidate-list-table)に基き報告のこと。 2015 年 6 月現在の SVHC については表 4.2f に記載。 但し，他の項でレベル１・レベル２に規定されている場合はそれに従うこと。			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル３	・全ての用途	・部品に対し 1000ppm(0.1wt%) を超える含有	

表 4.2f　欧州 REACH 規則の SVHC の一覧

CAS No.	名称	備考
120-12-7	アントラセン	
101-77-9	4,4'－ジアミノジフェニルメタン	
84-74-2	フタル酸ジブチル；フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)	
7646-79-9	塩化コバルト（Ⅱ）	
1303-28-2	五酸化二ヒ素	
1327-53-3	三酸化二ヒ素	
7789-12-0, 10588-01-9	重クロム酸ナトリウム・２水和物；重クロム酸ナトリウム	
81-15-2	2,4,6-トリニトロ-5-t-ブチル-1,3-キシレン；ムスクキシレン	
117-81-7	フタル酸ビス（2－エチルヘキシル）；フタル酸ジ-2-エチルヘキシル（DEHP)	
25637-99-4, 3194-55-6, 134237-50-6, 134237-51-7, 134237-52-8	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD/HBCDD)	
85535-84-8	短鎖型塩素化パラフィン(炭素鎖長 10～13)(SCCP)	
56-35-9	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド(TBTO)	
7784-40-9	砒酸水素鉛	
85-68-7	フタル酸ブチルベンジル；フタル酸 n-ブチルベンジル(BBP)	
15606-95-8	ヒ酸エチルエステル；ヒ酸トリエチル	
90640-80-5	アントラセン油	
91995-17-4	アントラセン油；アントラセンペースト；軽質留分	
91995-15-2	アントラセン油；アントラセンペースト；アントラセン留分	
90640-82-7	アントラセン油；アントラセン低	
90640-81-6	アントラセン油；アントラセンペースト	
65996-93-2	コールタールピッチ	
121-14-2	2,4-ジニトロトルエン	
84-69-5	フタル酸ジイソブチル；フタル酸ジ-i-ブチル(DIBP)	
7758-97-6	クロム酸鉛	
12656-85-8	クロム酸モリブデン酸亜硫酸鉛赤 （CI ピグメントレッド 104）	
1344-37-2	硫クロム酸鉛黄色（CI ピグメントイエロー34）	
115-96-8	リン酸トリス（2-クロロエチル）(TCEP)	
79-06-1	アクリルアミド	
79-01-6	三塩化エチレン；トリクロロエチレン	
10043-35-3, 11113-50-1	ホウ酸	
1330-43-4, 12179-04-3, 1303-96-4	硼砂；七酸化二ナトリウム四ホウ素；七酸化二ナトリウム四ホウ素五水和物	
12267-73-1	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物	
7775-11-3	クロム酸ナトリウム	
7789-00-6	テトラオキシドクロム酸二カリウム	
7789-09-5	ヘプタオキシド二クロム酸二アンモニウム	
7778-50-9	ヘプタオキシド二クロム酸二カリウム	
10124-43-3	硫酸コバルト(Ⅱ)	

CAS No.	名称	備考
10141-05-6	硝酸コバルト(Ⅱ)	
513-79-1	炭酸コバルト(Ⅱ)	
71-48-7	酢酸コバルト(Ⅱ)	
109-86-4	2-メトキシエタノール	
110-80-5	2-エトキシエタノール	
1333-82-0	酸化クロム(Ⅵ)	
7738-94-5	クロム酸および重クロム酸のオリゴマー	(JAMP-SN0071)
111-15-9	酢酸２－エトキシエチル	
7789-06-2	クロム酸ストロンチウム(Ⅱ)	
68515-42-4	炭素数 7～11 の分岐および直鎖アルキルを有する フタル酸ジアルキル(DHNUP)	
302-01-2, 7803-57-8	ヒドラジン；ヒドラジン一水和物	
872-50-4	N-メチル-2-ピロリドン	
96-18-4	1,2,3-トリクロロプロパン	
71888-89-6	炭素数 7 を主成分とする炭素数 6～8 の分岐アルキルを 有するフタル酸ジアルキル(DIHP)	
-	ジルコニアアルミノシリケート耐火セラミック繊維 (Zr-RCF)	(JAMP-SN0055)
7778-44-1	ビス（ヒ酸）三カルシウム；ヒ酸カルシウム	
111-96-6	1-メトキシ-2-（2-メトキシエトキシ）エタン； ジエチレングリコールジメチルエーテル	
-	アルミノシリケート耐火セラミック繊維（RCF)	(JAMP-SN0007)
11103-86-9	ビス（クロム酸）水酸化二亜鉛（Ⅱ）カリウム	
6477-64-1	鉛（Ⅱ）=ジピクラート；ピクリン酸鉛（Ⅱ）	
127-19-5	N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)	
7778-39-4	ヒ酸；オルトヒ酸	
90-04-0	2-メトキシアニリン；o-アニシジン	
3687-31-8	ビス（ヒ酸）三鉛（Ⅱ）；ヒ酸鉛（Ⅱ）	
107-06-2	1,2-ジクロロエタン	
49663-84-5	クロム酸八水酸化五亜鉛	
140-66-9	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール； 4-tert-オクチルフェノール	
25214-70-4	ホルムアルデヒドとアニリンの重合物	
117-82-8	フタル酸ビス(2-メトキシエチル)	
13424-46-9	二アジ化鉛（Ⅱ）；アジ化鉛（Ⅱ）	
15245-44-0	鉛（Ⅱ）=2,4,6-トリニトロベンゼン-1,3-ジオラート	
101-14-4	2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニリン	
77-09-8	フェノールフタレイン	
24613-89-6	トリス（クロム酸）二クロム（Ⅲ）	
112-49-2	1,2-ビス-(2-メトキシエトキシ)エタン (TEGDME；トリグリム)	
110-71-4	エチレングリコールジメチルエーテル； 1,2-ジメトキシエタン(EGDME)	
1303-86-2	三酸化二ホウ素；酸化ホウ素	
75-12-7	ホルムアミド	
17570-76-2	鉛（Ⅱ）=ジメタンスルホナート	
2451-62-9	1,3,5-トリス（オキシラン-2-イルメチル）-1,3,5-トリア ジナン-2,4,6-トリオン（TGIC)	

CAS No.	名称	備考
59653-74-6	1,3,5-トリス［(2S and 2R)-2,3-エポキシプロピル］-1,3,5-トリアジン-2,4,6-（1H,3H,5H)-トリオン（β-TGIC)	
90-94-8	4,4’-ビス（ジメチルアミノ）ベンゾフェノン（ミヒラーズケトン)	
101-61-1	N,N,N’,N’-テトラメチル-4,4’-メチレンジアニリン；（ミヒラーズベース)	
2580-56-5	[4-[[4-アニリノ-1-1 ナフチル][4-(ジメチルアミノ)フェニル]メチレン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデンジメチルアンモニウムクロリド(C.I.ベーシックブルー26)	
548-62-9	[4-[4,4’-ビス(ジメチルアミノ)ベンズヒドリデン]シクロヘキサ-2,5,-ジエン-1-イリデン］ジメチルアンモニウムクロリド（C.I. ベーシックバイオレット３）	
561-41-1	4,4’-ビス(ジメチルアミノ)-4’’-(メチルアミノ)トリチルアルコール	
6786-83-0	α，α-ﾋﾞｽ[4-(ジメチルアミノ)フェニル]-4(フェニルアミノ)ナフタレン-1-メタノール(C.I.ソルベントブルー4)	
1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル； ビス（ペンタブロモフェニル)エーテル(DecaBDE)	
72629-94-8	ペルフルオロトリデカン酸	
307-55-1	ペルフルオロドデカン酸	
2058-94-8	ペルフルオロウンデカン酸	
376-06-7	ペルフルオロテトラデカン酸	
123-77-3	アゾジカルボキサミド；ジアゼン-1,2-ビスカルボアミド(ADCA)	
85-42-7, 13149-00-3, 14166-21-3	ヘキサヒドロフタル酸無水物；1,2-シクロヘキサンジカルボン酸無水物［1］；シス-1,2-シクロヘキサンジカルボン酸無水物；ヘキサヒドロフタル酸無水物［2］；ヘキサヒドロフタル酸無水物；トランス 1,2-シクロヘキサンジカルボン酸無水物［3］	
25550-51-0, 19438-60-9, 48122-14-1, 57110-29-9	メチルヘキサヒドロ無水フタル酸［1］；4-メチルシクロヘキサン-1,2-ジカルボン酸無水物；4-メチルヘキサヒドロ無水フタル酸［2］；1-メチルヘキサヒドロ無水フタル酸［3］；3-メチルヘキサヒドロ無水フタル酸［4］	
－	4-ノニルフェノール　［フェノールの４の位置に　直鎖又は分岐の炭素数が９のアルキル基が共有結合した物質。UVCB と明確に定義された個々の異性体とその混合物を含む。］	(JAMP-SN0083)
－	エトキシ化された 4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール　［明確に定義された物質、UVCB 物質は、ポリマー及び同族体を含む］	(JAMP-SN0081)
625-45-6	メトキシ酢酸	
68-12-2	ジメチルホルムアミド；N,N-ジメチルホルムアミド	
683-18-1	ジブチルスズジクロライド(DBTC)	
1317-36-8	一酸化鉛；酸化鉛（Ⅱ）	
1314-41-6	四三酸化鉛	
13814-96-5	ホウフッ化鉛；四フッ化ホウ酸鉛(Ⅱ)	
1319-46-6	炭酸鉛；水酸化炭酸鉛（Ⅱ）	
12060-00-3	チタン酸鉛	
12626-81-2	ジルコン酸チタン酸鉛；三酸化ジルコニウムチタン鉛	

CAS No.	名称	備考
11120-22-2	ケイ酸と鉛の塩	
68784-75-8	ケイ酸とバリウムの塩（1:1）（鉛ドープ）	
106-94-5	1-ブロモプロパン；臭化 n-プロピル	
75-56-9	酸化プロピレン	
84777-06-0	分岐および直鎖のフタル酸ジペンチル	
605-50-5	フタル酸ジイソペンチル(DIPP)	
776297-69-9	フタル酸-n-ペンチル-イソペンチル	
629-14-1	1,2-ジエトキシエタン	
51404-69-4	塩基性酢酸鉛	
12036-76-9	塩基性硫酸鉛	
69011-06-9	［1,2-ベンゼンジカルボキシラトト(2-)］ジオキソ三鉛；ジオキソ（フタラト）三鉛	
12578-12-0	ジオキソビス（ステアリン酸）三鉛	
91031-62-8	脂肪酸鉛塩（炭素数 C16-18）	
20837-86-9	シアナミド鉛	
10099-74-8	硝酸鉛；硝酸鉛（Ⅱ）	
12065-90-6	塩基性硫酸鉛	
8012-00-8	ピグメントイエロー41（C.I.ピグメントイエロー41）	
62229-08-7	塩基性亜硫酸鉛	
78-00-2	四エチル鉛	
12202-17-4	塩基性硫酸鉛；三塩基性硫酸鉛；三塩基性硫酸鉛(Pb403(S04)	
12141-20-7	二塩基性リン酸鉛	
110-00-9	フラン	
64-67-5	硫酸ジエチル	
77-78-1	硫酸ジメチル	
143860-04-2	3-エチル-2-イソペンチル-2-メチル-1,3-オキサゾリジン	
88-85-7	ジノセブ；2-sec-ブチル-4,6-ジニトロフェノール	
838-88-0	4,4’-メチレンビス(o-トルイジン)；4,4’-メチレンビス（2-メチルアニリン）	
101-80-4	4,4’-ジアミノジフェニルエーテル；4,4’-オキシジアニリン及びその塩	
60-09-3	p-アミノアゾベンゼン；4-アミノアゾベンゼン；4-フェニルアゾアニリン	
95-80-7	2,4-ジアミノトルエン	
120-71-8	6-メトキシ-m-トルイジン；2-メトキシ-5-メチルアニリン；p クレシジン)	
92-67-1	4-アミノビフェニル；ビフェニル-4-イルアミン	
97-56-3	2-アミノ-5-アゾトルエン；o-アミノアゾトルエン	
95-53-4	o-トルイジン	
79-16-3	N-メチルアセトアミド	
7440-43-9	カドミウム	
1306-19-0	酸化カドミウム(Ⅱ)	
3825-26-1	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム	
335-67-1	ペルフルオロオクタン酸	
131-18-0	フタル酸ジペンチル	

CAS No.	名称	備考
-	4-ノニルフェノール, 分岐および直鎖のエトキシレート [フェノールの4の位置で炭素数9の直鎖および/または分岐したアルキル鎖が共有結合している物質、UVCB物質および明確に定義された物質（組成等が分かっている物質）、ポリマーおよび同族体の個々の異性体やその組み合わせのどれでも含んでエトキシ化されたものを含む]	(JAMP-SN0083)
1306-23-6	硫化カドミウム	
573-58-0	3,3’-[(1,1’-ビフェニル)-4,4’-ジイルビス(アゾ)]ビス(4-アミノナフタレン-1-スルホネート)二ナトリウム(別名CIダイレクトレッド28)	
1937-37-7	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4’-(2,4-ジアミノフェニルアゾ)-1,1’-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2,7-ナフタレンジスルホナート(別名CIダイレクトブラック38)	
84-75-3	フタル酸ジヘキシル；フタル酸ジ－n－ヘキシル(DNHP)	
96-45-7	2-イミダゾリジンチオン	
301-04-2	酢酸鉛(Ⅱ)	
25155-23-1	リン酸トリキシリル；リン酸トリキシレニル(TXP)	
68515-50-4	ビス[アルキル(C=6)]フタラート、 フタルサンジイソヘキシル(DIHP)	
10108-64-2	塩化カドミウム（ＩＩ）	
-	過ホウ酸ナトリウム及びその塩	
7632-04-4	ペルオキソホウ酸ナトリウム	
7790-79-6	フッ化カドミウム	
10124-36-4, 31119-53-6	硫酸カドミウム	
3846-71-7	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)	
25973-55-1	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	
15571-58-1	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシル(DOTE)	
-	DOTEと10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシル(MOTE)を構成要素とする物質スズトリス（2-エチルヘキシルメルカプトアセテート）（MOTE）を構成要素とする物質(DOTEとMOTEを構成要素とする物質)	(JAMP-SN0084)
68515-51-5, 68648-93-1	①1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジC6-10アルキルエステル（0.3%以上のフタル酸ジヘキシル(EC No. 201-559-5) を含む場合） ②1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル、ヘキシル、オクチル混合ジエステル（0.3%以上のフタル酸ジヘキシル（EC No. 201-559-5）を含む場合）	
-	5-sec-ブチル-2-（2,4-ジメチルシクロヘキ-3-エン-1-イル）-5-メチル-1,3-ジオキサン[1]；5-sec-ブチル-2-(4,6-ジメチルシクロヘキ-3-エン-1-イル）-5-メチル-1,3-ジオキサン[2] ［これらの[1]および[2]またはそれらの任意の組み合わせの個々の立体異性体のいずれかをカバーする］	(JAMP-SN0085)

物質名：紛争鉱物（タンタル，錫，金，タングステン）			
EICC/GeSI テンプレートにて使用有無および使用の場合は精錬所情報を提出のこと			
対象		基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル３	・全ての用途	・意図的添加および使用	

５．包装部品・材料に関する追加事項

5.1　包装部品・材料の定義

生産者から使用者または消費者へ，原材料から加工品に至る物品を「入れる」，「保護する」，「取り扱う」，「配送する」，「授与する」のために使用される，あらゆる種類のあらゆる材料および部品からできた製品を指す。

表 5.1　包装部品・材料に関する追加事項

<table>
<tr><td colspan="4">物質名：重金属
（カドミウム，鉛，六価クロム，水銀）</td></tr>
<tr><td colspan="4">第 4.1 項（表 4.2）の規定に加えて，法の規定に基づき以下の条件を満たす</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象</td><td>基準/閾値レベル</td><td>納入禁止時期</td></tr>
<tr><td>レベル１</td><td>・全ての包装部品・材料
（表 5.1a に具体例を記載）</td><td>・包装を構成する各部材・インキ・塗料に対し，合計 100ppm 以上の重金属（水銀，カドミウム，六価クロム，鉛）の含有</td><td>即時</td></tr>
<tr><td>適用除外</td><td colspan="2">・輸送業者または部品納入業者が所有する通函</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">包装部品・材料については以下の測定基準に従って測定すること</td></tr>
<tr><td colspan="4">(1) 六価クロムについては，まず総クロム量として分析し，4 元素合計で 100ppm 未満であることを確認する。この場合，カドミウムや鉛と同時の前処理でも構わない。
(2) もし，４元素合計で 100ppm 以上の場合，まずカドミウム，鉛，水銀の含有量の合計が 100ppm 未満であることを確認する。カドミウム，鉛，水銀の含有量の合計が 100ppm 未満の場合は，さらに，六価クロムの検出判定を行い，最終的に，六価クロムが検出されないことを確認する。

測定基準：
(1) 前処理
カドミウム，鉛については，プラスチック中のカドミウム (*1)，鉛 (*2) の方法に準ずる。
総クロムについては，プラスチック中のカドミウム (*1) の方法に準ずる。
水銀については，主に下記の方法が挙げられる。
－密閉系酸分解法（例えば，マイクロウェーブ分解法）(例えば IEC 62321-5:2013, EPA 3052 : 1996)
－加熱気化－冷原子吸光法
－還流冷却器付き分解フラスコ（ケルダール法）を用いた，硫酸，硝酸での湿式分解法
(注) いずれの方法においても，水銀が揮散しないよう注意を払うこと。また，沈殿物が生じた場合は，何らかの方法で溶解して溶液化することが必要である。

(2) 測定法
カドミウム，鉛，総クロムについては，プラスチック中のカドミウム (*1)，鉛 (*2) の方法に準ずる。
水銀については，プラスチック中のカドミウム (*1)，鉛 (*2) の方法と同様であるが，予め低濃度の混入が予想される場合，還元気化原子吸光法，あるいは水素化物発生装置付き ICP-OES (ICP-AES)，ICP-MS による分析が適当と考えられる。</td></tr>
</table>

六価クロムの検出判定
（包装部品・材料について，カドミウム，鉛，水銀，総クロムの 4 元素合計が 100ppm 以上になった場合の確認方法）
検出方法：
(1) 前処理
　溶出法[沸騰水抽出法，アルカリ抽出法（例えば IEC 62321:2008 Annex C，EPA 3060A）]
(2) 測定法
　紫外－可視吸光光度法（例えば IEC 62321:2008 Annex C，EPA 7196A）

この測定基準において，前処理と測定法の組み合わせにより，定量下限が単独で水銀 5ppm 未満，カドミウム 5ppm 未満，総クロム 5ppm 未満，鉛 30ppm 未満であることをそれぞれ保証できるものであれば，良いものとする。

(*1) 表 4.2「光電事環境管理物質についての主な対象と納入禁止時期」,「物質名：カドミウムおよびカドミウム化合物」,「測定基準」を参照のこと。

(*2) 表 4.2「光電事環境管理物質についての主な対象と納入禁止時期」,「物質名：鉛および鉛化合物」,「測定基準」を参照のこと。

表 5.1a　包装部品・材料の識別の具体例

（注）全ての包装部品・材料を網羅しているわけではない。

コンシューマおよび業務用製品に用いるもの		
PACKAGING		
1.	カートン（箱）	あらゆる材料でできた個装，サブマスターカートン，マスターカートン
2.	緩衝材	
3.	保護袋（シート）	発泡プラスチック又は不織布など
4.	ポリ袋	
5.	封筒	保証書用封筒など
6.	ブリスタパック	
7.	フィルム	液晶ディスプレイの表面などに貼る保護フィルムを含む
8.	クラムシェル	
9.	仕切り／スペーサ	
10.	印刷インキ	包装部品の印刷に用いるもの
11.	粘着テープ	カートンやポリ袋の封緘，また可動部の保護・固定に用いるもの
12.	ステープル	
13.	ラベル	バーコードラベルのように包装部品に貼られるもの
14.	ジョイント	カートンジョイントなど
15.	バンド	PP バンドなど
16.	吊り下げタブ	
17.	把手	把手およびその構成部品
18.	枠	木枠など
19.	シュリンクフィルム	
20.	ボトル	
21.	スリーブ	
22.	化粧箱	万年筆や化粧品の化粧箱に該当するもの
23.	スキッド	
24.	スピンドルケース	
NOT PACKAGING		
1.	ケース／袋	CD，DVD，Blu-ray ディスク，MD，テープ，MO デバイスなどの保管に使用されるケース，袋
2.	インデックスカード／ラベル	CD や他の記録メディアに付属するインデックスカード，ラベルなど，これらは製品の一部とみなす
3.	キャリングケース／ポーチ	カメラなどに付属するものなど，これらは製品の一部とみなす
4.	ラベル	包装部品・材料以外に貼られたもの
5.	ラベル	カーゴラベルやインボイスなど第 3 者によって貼られたもの

デバイス，半導体及びその他部品に用いられるもの		
PACKAGING		
1.	マガジンスティック	IC などの輸送に用いられるもの
2.	ストッパ	
3.	トレイ	
4.	リール	

物流上用いられるもの		
PACKAGING		
1.	パレット	スリップシートを含む木製，プラスチック製，紙製などでできたOne-Way仕様のもの
2.	木箱	
3.	ストレッチフィルム	荷崩れ防止用など
4.	木製コンテナ	
5.	追包装に用いるもの	部品の発送用の追包装に用いるカートン，緩衝材，粘着テープなど
6.	バンド／紐	PPバンドなど
NOT PACKAGING		
1.	船舶および航空コンテナ	船舶輸送用40フィートコンテナ，航空コンテナなど

６．電池に関する事項

6.1　この標準における「電池」,「電池パック」および「ボタン形電池」の定義

「電池」とは，化学エネルギーを直接に変換することにより電気エネルギーを発生させるものであり，単一または複数の一次電池（再充電不可），あるいは単一または複数の二次電池（再充電可能）により構成されたものである。
「電池パック」とは，複数の電池が接続されるか，あるいはエンドユーザーにより分解することを意図されない完全な単体ユニットの形で外部ケーシングの中に収納されているものである。
「ボタン形電池」とは，補聴器，腕時計，小型携帯機器，バックアップ用電源など特別な目的のために使われる，直径が高さよりも長い，小型で円形の携帯型電池である。

6.2　含まれるカドミウム，鉛，水銀についての対象と納入禁止時期

カドミウム（Cd），鉛（Pb），水銀（Hg）に関して，電池は，表 6.1 の基準/閾値レベルが適用される。

表 6.1　電池に含まれるカドミウム，鉛，水銀についての対象と納入禁止時期

		対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
レベル１	カドミウムおよびカドミウム化合物(Cd)	・マンガン電池(ボタン形電池を除く) ・アルカリ電池(ボタン形電池を除く) ・ニッケル水素二次電池 （ボタン形電池を除く）	・電池に対し 0.001wt%以上のカドミウムの含有	即時
		・上記以外の電池	・電池に対し 0.002wt%以上のカドミウムの含有	
	鉛および鉛化合物(Pb)	・アルカリマンガン電池 （ボタン形電池を除く）	・電池に対し 0.004wt%以上の鉛の含有	
		・マンガン電池 ・アルカリマンガンボタン形電池	・電池に対し 0.1wt% 以上の鉛の含有	
		・上記以外の電池	・電池に対し 0.4wt%以上の鉛の含有	
	水銀および水銀化合物(Hg)	・マンガン電池(ボタン形電池を除く) ・アルカリ電池(ボタン形電池を除く) ・ニッケル水素二次電池 （ボタン形電池を除く）	・電池に対し 0.0001wt%以上の水銀の含有	
		・ボタン形空気亜鉛電池および LR23A(*)	・電池に対し 2 wt%以上の水銀の含有	
		・上記以外の電池	・電池に対し 0.0005wt%以上の水銀の含有	

* LR23A はアルカリマンガンボタン形電池の 8 直列

6.3 電池に含まれるカドミウム，鉛，水銀以外の物質および「電池パック」において電池以外を構成する部品に含まれる物質についての対象と納入禁止時期

カドミウム(Cd)，鉛(Pb)，水銀(Hg)以外の環境管理物質に関して，電池は表 4.2 の基準/閾値レベルが適用される。

尚,「電池パック」において，電池以外を構成する部品については，表 4.2 の基準/閾値レベルに従う。

７．用語の定義

(1) 富士フイルム光学・電子映像事業部 環境管理物質（略称：光電事環境管理物質）
部品・デバイス等に含有される物質のうち，地球環境と人体に著しい環境影響（側面）を持つと当事業部が判断した物質

(2) 管理水準
以下の３種類の管理水準と適用除外で管理する。
(a) レベル１
物質とその用途について部品・材料に使用することを禁止するもの。
(b) レベル２
表に定める期日の到来をもって「レベル１」にするもの。
物質とその用途について使用状況の把握と報告を行う。
(c) レベル３
将来，レベル２への移行を考慮するもの。
物質とその用途について使用状況の把握と報告を行う。
(d) 適用除外
法規制除外項目等を考慮し，レベル１～３の対象から除くもの。
物質とその用途について使用状況の把握と報告を行う。

(3) 含有
物質が意図的であるか否かを問わず，添加，充填，混入または付着により，製品を構成する部品・デバイスまたは，それらに使用される材料に残存すること。
加工プロセスにおいて意図せずに製品に混入または付着し残存する場合も含有として扱う。

(4) 意図的添加
特定の特性，外観，または品質をもたらすために，意図的な添加，充填，混入，または付着により，製品を構成する部品・デバイスまたは，それらに使用される材料に，物質が残存すること。
(注) ＊ 天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質(natural impurity)，または合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質は不純物であり「意図的添加」に含めない。
＊ 主原料と区別するために「不純物」と呼ばれるものを合金等の素材の特性を変える目的で使用する場合は，「意図的添加」として扱うが，半導体デバイス等を製造するためのドーパント(Dopant)については，実質的に半導体デバイス等に極めて微量に残存している場合，「意図的添加」としては扱わない。

(5) 対象
それぞれの「管理水準」で，管理が要求される要素(部品，材料，用途，処理等)。

(6) 基準/閾値レベル
それぞれの「管理水準」で，管理が要求される条件，または数値の範囲。
(注) ＊ 「レベル 1」の「基準/閾値レベル」に「数値の範囲」が指定されており，部品・デバイス等に当該光電事環境管理物質が不純物として含有されている場合は，その濃度は「数値の範囲」と同一になってはならない。
＊ 「基準/閾値レベル」に「意図的添加」等の条件と，「数値の範囲」の両方が示されている場合は，何れも満たす必要がある。

(7) 納入禁止時期
部品・材料の当事業部への納入を禁止する時期。

(8) 本基準におけるプラスチック
合成高分子物質から形成されている材料あるいは素材。合成高分子からできている繊維，フィルム，粘着テープ，成形製品，合成ゴム製品，植物原料プラスチック，接着剤など。
(注) ＊　天然の樹脂が上記の合成高分子物質と合成された場合はプラスチックとする。

以上